第２回　海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会　次　第

日　時　令和２年 11 月 25 日（水）
　　午後７時から
場　所　えびなこどもセンター
　　２階 201 会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　議　題

（１）　前回の委員会での論点の整理について

（２）　海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項の決定について

（３）　海老名市立勝瀬保育園移管先事業者審査要領の決定について

（４）　その他

４　閉　会

資料１－１

■第１回勝瀬保育園移管先事業者選定委員会で継続審議となった主な論点

確認項目	頁	当初案	前回委員会での論点	備　考
応募資格	3	令和２年10月１日現在において、海老名市内で認可保育所を運営している法人であること。	当初案では、市内事業者の方が、市内の社会情勢や保育所の状況を理解していると考えられるほか、選定にあたっても保育所の運営状況をより正確に把握でき、ふさわしい事業者を選定できるとの考えから、当初案では市内事業者に限るものとしました。一方、広く良質な保育を目指す事業者を募るべきだというご意見もありました。 これを受け、委員会としては、県央８市に対象を広げる案も含め、審議していくこととなりました。	資料１－２に保護者アンケート集計結果あり
土地の扱い	7	民営化後10年間は無償貸与、その後は売却	売却との当初案に対し、民営化後も市のかかわりを残してほしいという理由で貸与とすべきとの意見がありました。 また、貸与か譲渡かという点は、応募資格にある30年以上の安定運営という表現の扱いにも影響するとの指摘がありました。 土地の権利関係についても確認事項が出たことから、継続審議となりました。	
建物の扱い	8	財産処分期間内（令和６年度まで）は解体禁止	国庫負担金の財産処分制限期間内（令和６年度まで）については、そのままにすることに加え、民営化によって運営が変わる中、慣れ親しんだ園舎は残したいとの観点から、現在の在園児が卒園するまでは工事に入らないでほしいとの意見もありました。	

資料１－２

※このアンケートは市ではなく保護者が実施したものです

令和 2 年 11 月 24 日

勝瀬保育園保護者各位

保護者会 民営化専任委員

第１回勝瀬保育園移管先事業者選定委員会
保護者会アンケートの結果

先日はお忙しい中、第 1 回選定委員会後の保護者会アンケートに回答いただきありがとうございました。アンケート結果をお送りします。

第 1 回選定委員会の議論の方向性を確認いただき、継続審議の案件について、保護者のみなさまから多くの意見を集めることができました。この意見を基本として第 2 回選定委員会(11 月 25 日開催)で発言するようにします。また、市職員や学識経験者などの選定委員に保護者の考えを理解してもらうため、このアンケート結果を活用します。

保護者委員へのねぎらいの言葉を頂戴し感謝しています。今後も選定委員会の経過などを報告し、勝瀬保育園の移管先事業者選定が保護者不在で進むことがないように取り組んでいきたいと考えています。

保護者アンケート回答(1) 概要　2020.11.19

回答39件（全42世帯中）　※１世帯につき１件として集計（兄弟姉妹は上の子で1件として集計）

1　建物の扱い

事務局案に異論はなく、建物は有償譲渡とする方向です。

回答	かもめ	はと	ちどり	ぺんぎん	あひる	ひよこ	小計	割合
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
意見がある	1	1	0	0	0	0	2	5%
この方向で特に問題ない	6	9	11	4	6	1	37	95%
	7	10	11	4	6	1	39	

2　建て替えかリノベか

議論の結果、建て替えもリノベーションもどちらも認めることとする方向です。

回答	かもめ	はと	ちどり	ぺんぎん	あひる	ひよこ	小計	割合
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
意見がある	0	2	1	0	0	0	3	8%
この方向で特に問題ない	7	8	10	4	6	1	36	92%
	7	10	11	4	6	1	39	

3　工事の時期

議論の結果、現在の在園児が卒園するまでは工事に入らないこととする方向です。

回答	かもめ	はと	ちどり	ぺんぎん	あひる	ひよこ	小計	割合
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
意見がある	0	1	0	1	1	0	3	8%
この方向で特に問題ない	7	9	11	3	5	1	36	92%
	7	10	11	4	6	1	39	

4　園庭の面積

議論の結果、勝瀬保育園の保育方針を継承するには広い園庭が必要であり、募集要項には
現状の園庭と同程度を確保するという表現を入れる方向です。

回答	かもめ	はと	ちどり	ぺんぎん	あひる	ひよこ	小計	割合
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
意見がある	1	1	0	0	1	0	3	8%
この方向で特に問題ない	6	9	11	4	5	1	36	92%
	7	10	11	4	6	1	39	

5　土地の扱い

議論は次回に継続となりました。事務局案は、10年間の無償貸与の後は土地は売却。
保護者側の意見としては、土地は売却ではなく有償貸与の方向としています。

回答	かもめ	はと	ちどり	ぺんぎん	あひる	ひよこ	小計	割合
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
意見欄に記載あり	2	1	2	2	2	0	9	23%
意見欄に記載なし	5	9	9	2	4	1	30	77%
	7	10	11	4	6	1	39	

6　応募資格

事業者を市内に限るか市外も含めるかなど保護者の意見を確認し、あらためて議論することになりました。

回答	かもめ	はと	ちどり	ぺんぎん	あひる	ひよこ	小計	割合
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳		
意見欄に記載あり	3	2	2	3	2	0	12	31%
意見欄に記載なし	4	8	9	1	4	1	27	69%
	7	10	11	4	6	1	39	

＜各質問の記述欄への回答（1/2）＞

質問１　建物の扱い

・譲渡したものへの市のかかわりの担保が不安
・用地の方が重要

質問２　建て替え・リノベーションの指定

・安全性・耐震・老朽化対策がきちんとできればどちらでもよい。（３件）
・説明会の途中でリノベーション案が出たことに違和感がある。
・建て替えがよい

質問３　建て替え・リノベーションの工事時期

・在園児が卒園するまでは何もしないことが正しい。
・過ごしやすい環境になるなら早めに行ってもいいと思う。（２件）

質問４　園庭の面積

・広い園庭が確保できるように事業者への経営的負担軽減が必要
・定員拡大が図られたときの園庭の扱いが心配
・地域の防災拠点として園庭の確保が必要
・現状維持ではないのですか？
・寺の塀対策で狭くなることはいいと思う。
・小さい園庭がいくつかに分散しないようにしてほしい。

質問５　土地の扱い

・10 年経過後は有償貸与が望ましい。
・保育園が存続できる担保がほしい。
・現状の保育園を維持できる事業者を選定することが常識
・有償貸与とし市の影響力を持続できるようにしてほしい。　（２件）
・有償貸与の方がメリットがあり、よさそう。（２件）
・借地を嫌がり、優れた事業者が応募しなくなるというのは嫌
・経営リスクを減らす方法になればよい。

＜各質問の記述欄への回答（2/2）＞

質問６　応募資格

＜市内に限る傾向の意見＞
・市と日頃からコミュニケーションをとっている市内の事業者が安心
・指導的役割を果たす市立保育園と関係が強い市内の事業者を望む。
・２事業者以上の応募があれば、市内に限ってほしい。
・市外では存続や運営について理解した上での応募が期待できず、うまくいかない。
・選定の負担が大きくなるので、市内に限って選定することを希望する。
・市外に広げるかは、見学期間にもかかわるので、事業者数に応じて対応してほしい。
・見学に行って園児の様子が見たいので、市外は難しい。
・市の管理が効く範囲の市内の事業者が安心
・海老名市内（つちのこ保育園）希望
・最初から市外を含めず、決まらないなら市外も募集するなど、慎重にしてほしい。

＜市外を含む傾向の意見＞
・市外に広げる場合、どのような雰囲気かわかるようにしてほしい。
・保育に関わる事業者であれば、県央８市から選定してもよいと思う。
・東京まで広げてよいと思うが、県央でないと不安ならばやむなし。
・このスケジュールで他市から応募が見込めるのでしょうか？
・広く募集してほしい。
・県央８市程度に広げる案はありだと思う。
・今後もかかわっていける範囲の市外なら入れてもいい。

＜関連＞
・市内６事業者の応募意向は、市の圧力で強要されているのではないか。
・応募資格に選挙と同じように供託金を設けるべき
・「保護者の希望市内事業者」はどのようにくみ取るのか。

＜保護者会アンケートの自由記述欄への回答＞

・園児が安心して過ごすことができることを望む。
・見学は参加できる人が集まるか心配。保護者が集まらなければ、非常勤の先生にお願いしたい。
・今まではデメリットを減らす議論だったので、今後は、メリットが見える議論を期待する。
・市内の事業者が、今の園をやめて勝瀬に移ってくることがないのか不安。
・在園児がいる間は文化会館でのおゆうぎ発表会を確実に継続してほしい。
・現在の園の職員ができるだけ多く残るようにしてほしい。
・発表会は文化会館で行ってほしい。
・かべの問題はもっとはっきりとした回答がほしい。
・地域の防火水槽、防災倉庫についてはどうするのか？土地売却では難しい…。無くなる？

・決まった事業者に、ここは改善してほしいという条件付きで選定することは可能か？
・すべての項目で最低点が項目の半分である必要はない。
・評点を事前に公表すると、プレゼンで高得点を取るだけになってしまう。

・夜遅くまでありがとうございます。
・長時間の議論、アンケートありがとうございます。

・保護者の意見は反映されるのですか？
・園に通っている子どもたちのことを真剣に考えていますか？
・民営化後の市のかかわりはどの程度を考えていますか？
・市の都合を優先していませんか？

[補足]
アンケート回答の一部には保護者会選定委員ではなく、市の保育・幼稚園課に対して記載したと思われる記述がありました。市の保育・幼稚園課に伝えるようにします。

下記の件については選定委員の立場で可能な範囲で回答します。

「アンケートの意味はあるのか？保護者の意見は反映されるのか？」について

保護者説明会の発言やアンケート結果が反映され、市の当初案が変わった項目はあります。

・移管先事業者への引継ぎ期間が１年間に変更（当初は半年）
・民営化後の「保護者」「市」「事業者」の三者協議会の設置（当初はなし）
・寺側の壁の対応を募集要項に明記（当初は不明確）
・転園の対応が可能になった（当初は転園対応できない）
・選定委員会に子育て関連の学識経験者の追加（当初はいない）
・選定委員会の保護者側委員の増員（当初１名⇒2 名）
・選定委員会の回数増　当初２回 → ４回（検討充実のため）

など

一方、民営化自体の撤回や移行時期を延ばすなど、意見が全く反映されない項目があることも事実です。その中においても保護者会や保護者代表の選定委員はできる限り子供への影響を抑えるため行動していきたいと考えています。

令和 2 年 11 月 13 日

勝瀬保育園保護者各位

保護者会 民営化専任委員

第 1 回勝瀬保育園移管先事業者選定委員会の保護者アンケート

2020 年 11 月 6 日(金)に第 1 回海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会が開催されました。選定委員会の中で議論された内容は議事録に記載されています。議事録は本日の配布物に含まれています。

これまで保護者の皆さまから挙がった様々な意見や懸念事項への対応を事業者選定において反映するため、保護者代表の委員 2 名が選定委員会に参加しました。次回選定委員会の前に皆さまのご意見を伺いたくアンケートを実施します。また、問題点や抜け落ちている視点などお気づきの点がありましたら記載ください。

＜アンケートの配布・回収＞
配布：2020 年 11 月 13 日(金)
回収：2020 年 11 月 19 日(木)まで　（保育園の先生に提出）

＜今後の選定委員会について＞
11 月 25 日（水）19 時より第 2 回選定委員会が開催されます。この委員会にて事業者選定条件が決定されると説明を受けています。したがって、今回のアンケートは事業者選定条件決定前の最後のアンケートになります。

ご回答いただいた内容を踏まえて次回の選定委員会にて発言していきたいと考えています。アンケートのご協力よろしくお願いします。

以上

（　　組）　**保護者アンケート回答**　**回答期限(11/19)**

質問 1. 建物の扱い

事務局案に異論はなく、建物は有償譲渡とする方向です。

☐ 意見がある（欄に記入してください）　☐ この方向で特に問題ない

質問 2. 建て替え・リノベーションの指定

議論の結果、建て替えもリノベーションもどちらも認めることとする方向です。

☐ 意見がある（欄に記入してください）　☐ この方向で特に問題ない

質問 3. 建て替え・リノベーションの工事時期

議論の結果、現在の在園児が卒園するまでは工事に入らないこととする方向です。

☐ 意見がある（欄に記入してください）　☐ この方向で特に問題ない

※　議事録では建物に対する国の補助の話の経緯から令和 6 年度という記載がありますが、現在の在園児が卒園するまでとなると令和 7 年度になります。次回の選定委員会で確認します。

質問 4. 園庭の面積

議論の結果、勝瀬保育園の保育方針を継承するには広い園庭が必要であり、募集要項には現状の園庭と同程度を確保するという表現を入れる方向です。

☐ 意見がある（欄に記入してください）　☐ この方向で特に問題ない

質問 5. 土地の扱い

この項目は次回に継続議論となりました。議論を通して、移管先事業者に土地を売却する案では、事業者の経営に与える影響が大きく、現状の園庭と同程度の確保が難しくなる懸念、市の関与がなくなることなどにより、長期安定的な保育園の運営に対して様々な懸念が示されました。しかし、土地が有償貸与（民営化後 10 年は無償貸与）であれば移管先事業者は経営リスクを減らすことができます。これは応募しやすい環境になる上、園庭や職員の待遇、市との関わりなど懸念や不安に対して安全サイドへと働く効果が期待できます。そのため、保護者側の意見としては、土地は売却ではなく有償貸与の方向としています。ただ、有償貸与のためには借地権に関連する確認作業が必要になったことから、次回に継続議論となりました。

ご意見のある方は記載ください

質問 6. 応募資格

この項目は次回に継続議論となりました。市内の事業者に限るか、市外の事業者を含めるかどうかは現在の状況を共有した上であらためて保護者の考えをきくことになりました。ご意見のある方は記載ください。

現在の状況：
・現在、市内 6 事業者の応募意向があるが、選定条件提示により変化する可能性もある。
　（以前、市内の事業者にのみ限ると応募が少ないと困るという意見がありました）
・市外の事業者はどこまでの範囲か？
　（今回の選定委員会の中で市外も対象にする場合には県央 8 市という見解を得ました）
・応募した事業者が保護者の希望しない事業者だけだとしたら？
　（1 事業者なら再公募、複数事業者がいても審査で最低点の設定があります）

ご意見のある方は記載ください（応募資格全般について）

自由欄

ご回答ありがとうございました。

資料２

（案）

海老名市立勝瀬保育園
移管先事業者募集要項

令和〇年〇月

海老名市

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項

目　次

１　募集にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　応募の条件及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　移管にあたっての条件　（施設関係）・・・・・・・・・・・・・・・・７
４　移管にあたっての条件　（運営関係）・・・・・・・・・・・・・・・・９
５　協定・契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

別　添

- 図面
- 公立保育園施設概要
- 勝瀬保育園行事予定表（令和２年度の当初予定です）

１　募集にあたって

１　まえがき

近年、全国的な問題となっている「待機児童問題」については、当市においても抱えている大きな問題です。このため、現在、待機児童の解消を喫緊の課題として捉え、保育園の新設等による定員拡大の取り組みを鋭意進めているところです。

しかしながら、全国的には人口減少社会が到来していることから、近い将来、保育需要も減少することが想定されるため、老朽化対策も含めた今後の公立保育園のあり方を整理する必要があります。

このため、海老名市では、平成 30 年８月に、今後の公立保育園の運営方針を定めた「公立保育園のあり方」を策定しました。

この中で、海老名市立勝瀬保育園（以下、「勝瀬保育園」という。）については、海老名駅から徒歩 20 分圏内であり、今後とも保育需要の見込める地域であるため、民営化を行った上で存続させる方向性を定めました。

これに基づき、勝瀬保育園の管理及び運営を引き継ぎ、今後も子どもたちやこの地域住民に親しまれ、愛される保育園として市とともに児童福祉を支えていく事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、事業者を募集します。

２　事業実施の前提

本事業の実施に際しては、議会の議決や関係機関の許認可が必要となります。市としては、この要項及び事業者との協議に基づき、誠実に事業を進めてまいりますが、予算、資産の譲渡その他議会の議決が必要な事項について、議会が議決しなかったとき、許認可申請その他の行為に対して関係機関の許認可が下りなかったときは、事業の実施ができませんので、予め御承知おきください。

なお、この場合、補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

３　新型コロナウイルス感染症対応

事業実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払い実施します。

応募される事業者におかれましても、現場説明会、プレゼンテーションなどにおいて新型コロナウイルス感染症対策に十分留意の上、適切な対応を取るようお願いします。

また、以下の事態が発生した際には、業務を一時中断し、各種スケジュールを変更する場合があります。これに伴う補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

- 神奈川県に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が出されたとき。
- 勝瀬保育園で感染者が出て、臨時休園したとき。
- その他、児童に危険が及ぶと市が認めたとき。

２　応募の条件及び方法

１　募集にあたっての基本理念

勝瀬保育園では、次に掲げる理念、基本方針及び目標に従い、昭和 53 年から 40 年以上にあたり保育を行っています。この精神を受け継ぐとともに、民間事業者の発想を生かし、より良い保育を目指してください。

また、保育内容の向上を図る場合にあっても、在園児が現在の保育環境に慣れ親しむとともに、行事はもとより、毎日の保育園での生活を楽しみにしていることを最大限尊重し、保育にあたることに努めてください。

（１）　保育の理念

子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に開かれた保育園を目指す

（２）　保育の基本方針

家庭や地域社会と連携を図り、豊かな心を持った子どもを育てる

（３）　保育の目標

- 良く遊ぶ子ども
- 心豊かで思いやりのある子ども
- 人と協力していける子ども

２　施設の概要

（１）　名　称

勝瀬保育園

※ 移管後は、神奈川県への認可申請により名称を変更できますが、「勝瀬」を必ず使用してください。

（２）　所在地

海老名市勝瀬８番１号

（３）　施設の概要

ア　構　造

鉄筋コンクリート造（２階建）

イ　敷地面積

1254.24 ㎡

（園舎部分と、未舗装の道路を隔てプール部分の２か所に分かれています。）

ウ　延床面積

434.00 ㎡

（４）　定員等　　（令和２年 10 月１日現在）

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
認可定員	６名	９名	10 名	10 名	10 名	15 名	60 名
現　員	３名	９名	10 名	12 名	10 名	12 名	56 名

（５）　設立年月日

昭和 53 年４月１日

３　移管時期

（１）　引き継ぎ期間

令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで

※ 保育内容にかかる引き継ぎを行う期間として、市職員と移管先事業者による合同保育を実施します。

（２）　移管時期

令和４年４月１日

※ 移管時期は議会での議決により確定します。

４　応募資格

応募資格を有する者は、令和２年 10 月１日現在において、海老名市内で認可保育園を運営している法人であることを条件とし、次の全てを満たすものに限ります。

（１）　児童福祉の本旨を理解し、勝瀬保育園が積み重ねてきた保育の実績を尊重するとともに、これを継承していく力量を擁すること。

（２）　当該保育園を現在の場所で、無償貸与期間※満了後も長期にわたり安定的に運営すること。また、そのための能力を有すること。

（３）　海老名市暴力団排除条例第２条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。

（４）　最近１年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（５）　会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

（６）　以下に定める現場説明会に参加していること。

（７）　その他、法令等に違反していないこと。

※ 土地の貸与に関しては、７ページを参照してください。

５　申請手続き

（１）　申請書類等の取得方法、取得期間

ア　取得方法

海老名市ホームページ「トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」からダウンロード

イ　取得期間

令和２年 12 月１日～令和３年１月５日

（２）　質問の受付

募集要項についての質問を次のとおり受け付けますので、別紙質疑書（第５号様式）に質問内容を簡潔にまとめ、期限までに下記のアドレスに提出してください。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

ア　提出先アドレス

hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

イ　受付期間

令和２年 12 月１日～12 月 22 日

ウ　質問への回答

質問に対する回答書を海老名市ホームページ「トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に順次、掲載していきますのでご確認ください。質問をした事業者名は公表しません。なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがあります。

（３）　現場説明会

施設及び現在の運営状況に関する現場説明会を実施します。次の期間内に行いますので、申請を予定している法人は、提出様式集の現場説明会参加申込書（第６号様式）を、期限までに下記の提出先アドレスに提出してください。

ア　提出先アドレス

hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

イ　受付期間

令和２年 12 月１日～12 月 11 日

ウ　実施日程

令和２年 12 月 14 日～12 月 18 日（別途連絡します。）

エ　参加者

１応募予定者につき、５名までとします（身分証明書を提示してください。）。

※ 募集要項に関する質疑は、この説明会では回答いたしかねます。

※ この現場説明会に参加されない場合は、応募ができませんので、注意してください。

（４）　応募書類の提出

ア　受付場所

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課窓口（えびなこどもセンター１階）

イ　提出締め切り

令和３年１月５日　午後５時

ウ　注意事項

提出される場合は、前日までに電話で保育・幼稚園課に予約をお願いします。

６　提出書類

（１）　申請書類

① 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書（第１号様式）

② 海老名市立勝瀬保育園事業計画書（第２号様式）

③ 申請事業者団体に関する書類（様式は任意）

・経歴・実績

・代表者の経歴・役員構成・氏名

・組織構成・業務所管部署の配置状況と従業員数

④ 法人の定款の写し、規約その他これらに類する書類

⑤ 法人の登記事項証明書

⑥ 勝瀬保育園の収支予算書（民営化後３か年分）

⑦ 過去３年間（平成 29 年度～平成 31 年度）の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書（ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合は不要）

⑧ 法人における令和２年度の事業計画書、収支予算書

⑨ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は完納証明書（直近の決算期に係るもの）

⑩ 暴力団員等の排除に係る調査承諾書（第３号様式）

⑪ 社会保険（健康保険、厚生年金）、労働保険（雇用保険、労働者災害保険）に加入していることを証する書類

⑫ 労働分野に関する質問回答書（第４号様式）

（２）　提出書類作成上の留意点

ア　提出書類は、全て A4 判片面カラー刷り（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5 ポイント以上）で作成の上、縦型ファイルに左綴じで提出してください。またインデックスで書類名を示してください。

イ　申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は認めません。

ウ　申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定の公表上必要な場合は、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

エ　提出された書類等は、海老名市情報公開条例第７条の規定により開示することがあります。なお、非公開としたい情報は、提出様式集の非公開としたい情報届出書（第７号様式）により届け出てください。

オ　申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。

カ　提出された書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。

キ　申請書類提出後に辞退する場合は、提出様式集の参加辞退申出書（第８号様式）を提出してください。

ク　市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することは禁止します。また、第三者に対して情報提供することも禁止します。

（３）　提出部数

正本１部、副本 13 部（副本は複写可）の計 14 部

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

７　事業者の選定

（１）　選定方法

事業者の選定については、海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会において、資格審査、書類審査、面接（プレゼンテーション）及び法人が既に運営している保育園の施設見学により実施します。審査は、次の選定基準について、別に定める「海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会審査要領」により採点し、最優秀提案者を選定委員会の意見として市に提案し、市が移管先事業者を決定します。

（２）　資格審査

応募資格の有無について審査を行います。資格のない事業者は、その後の審査に進めません。審査の結果については、審査が終了し次第通知します。

なお、応募資格のうち、暴力団員等の排除に係る調査については、選定作業と並行して行います。調査の結果、海老名市暴力団排除条例第２条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当した場合は、その時点で失格とします。

（３）　選定基準

次に掲げる事項等を考慮して総合的に審査して選定します。

ア　勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。

- 勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力
- 全ての児童を公平に受け入れる能力
- 児童の安全・安心の確保
  （防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等）
- 利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力
- 保育サービスに関する新たな提案内容
- 客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力

イ　勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。
・　民営化後の保育所運営の理念
・　配置する施設長の像
・　民営化後の園舎建て替え計画
・　民営化後の敷地の利用計画
ウ　事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
・　既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況
・　職員雇用計画及び労働条件
・　管理運営組織体制
・　苦情受け付け体制
エ　その他
・　勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力
・　法令遵守能力
・　子育て支援事業に係る新たな提案内容
・　地域との交流に係る提案内容
・　現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画
・　保育内容の引き継ぎ方法及び費用負担の考え方
・　その他

（４）　面接審査

面接審査の日時については、前項の資格審査の結果において、合格の場合に同通知に合わせて記載します。

ア　日　程

令和３年１月 16 日　※ 応募する事業者数により、前後することがあります。

イ　場　所

海老名市役所又はえびなこどもセンター

ウ　時　間

１応募者当たり 30 分を予定（説明 10 分、質疑応答 20 分）

エ　説明者

会場への入室は、５人までとします（身分証明書を提示してください。）。

オ　その他

申請書類に沿って移管先事業者としての適性をプレゼンテーションしてください。追加提案の説明は認めません。パソコン等が必要な場合は、申請者が用意してください（プロジェクター及びスクリーンは、市でも用意があります。）。

（５）　施設見学

応募事業者が既に海老名市内で運営している保育園について、選定委員会により施設見学を行います。この方法及び日時については、応募事業者に別途通知します。

また、勝瀬保育園在園児の保護者から施設見学の希望があったときは、真摯に対応してください。在園児保護者の施設見学については、選定委員の評点に影響することがあります。

（６）　審査結果

審査結果は、文書により申請者に通知するとともに、内定した事業者名を海老名市ホームページ「トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に掲載します。

※ 審査結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。

３　移管にあたっての条件（施設関係）

１　移管の方法

（１）　用地の扱い

ア　用地は、敷地ＡとＢに分かれています。詳細は、図面のとおりです。

イ　敷地ＡとＢの間に、市道 1040 号線が通っています。民営化後、敷地ＡとＢの一体利用については、市と協議の上、市道を付け替えることで対応が可能です。この場合、市道の付け替えに係る費用は事業者の負担とします。

ウ　市道 1040 号線の直下には、上水道管及び下水道管（汚水）が埋設されています。イにより市道の付け替えを行いたいときは、移設にかかる費用も事業者の負担とします。

エ　市道 1040 号線と敷地Ａの間に、国有地である敷地Ｃが所在します。イにより一体利用を希望するときは、敷地Ｃについて譲与を受けるよう市と国で協議します。この場合、有償譲渡となった場合の費用は、事業者の負担とします。

オ　敷地Ａについては、周囲に水路用地があります。当該部分には、建築物を建造することはできません。また、使用にあたり制限があるほか、手続きが必要です。

カ　敷地Ａには、防火水槽が埋設されています。開所時間外や建て替え工事中にあっても、災害時に使用できるよう配慮してください。

キ　用地は、保育園運営の目的以外には使用できません。

ク　用地は、市と事業者との間で使用貸借契約を締結し、10 年間の無償貸与とします。

ケ　送迎用駐車場は、建て替え後にあっては別途用意する必要があります。なお、敷地内に新たに確保する計画としても構いません。

コ　職員用駐車場については、必要に応じて運営法人が別途用意してください。

サ　園舎東側隣地の敷地内に、万年塀があります。耐震性について疑義があるため、隣地の地権者と市で交渉中です。なお、安全性の確保にあっては、市と隣地の地権者で責任を持って協議を続け、対応します。

シ　10 年間の無償貸与期間満了後は、有償での貸与又は譲渡を予定しております。参考価格を下に示しますが、貸与又は譲渡に際しては、不動産鑑定を実施し、議会の議決を経て、譲渡契約の締結により確定します。

ス　水路用地は、譲渡の対象外です。

	地　番	面　積	評価額
敷地Ａ	勝瀬 67 番地	928.24 ㎡	93,127,534 円
敷地Ｂ	国分南三丁目 995 番地の２	326.00 ㎡	32,134,472 円
敷地Ｃ	国分南三丁目 67 番地の２	12.00 ㎡	-

（２）　建物の扱い

ア　建物は、譲渡契約により、現状のまま有償譲渡します。耐震診断は実施済みで、問題なしとの判定が出ていますが、隠れた瑕疵については、本市は一切の責任を負いません。

イ　譲渡の価格については、参考価格を下に示します。また、当該施設は建設にあたり昭和 52 年度社会福祉施設等施設整備費国庫／県費負担金を受けています。このため、譲渡にあたり返納が必要な場合は、返納金を上積みした経費を負担していただきます。なお、最終的な金額及び諸条件については、不動産鑑定を実施し、市と事業者の協議の上、契約の締結により確定します。

ウ　譲渡を受けた建物は、所有権移転登記後、直ちに運営法人の基本財産に編入することとします。
エ　建物の維持管理等に係る経費の一切は、運営法人の負担となります。
オ　建物は、保育園運営の目的以外に使用することはできません。
カ　その他必要な事項は、契約書により別途協議の上定めます。

	地　番	延床面積	評価額
園舎	勝瀬 67 番地	434.00 ㎡	6,503,868 円

（３）　工作物及び備品
ア　施設内の工作物及び備品（市で所有するものに限る。）については、市と事業者で協議の上、譲渡契約を締結し、無償譲渡とします。ＯＡ機器等については除外します。
イ　現在、園舎内にリース契約にてＡＥＤを設置しています。民営化後も、保育所利用者のほか地域住民の安全確保のため、設置を継続してください。
ウ　その他移管の際に必要な備品及び消耗品等は、運営法人が用意してください。
（４）　各種契約事務
現在、勝瀬保育園で市が長期継続契約している案件は、次のとおりです。この契約については、民営化後、事業者で引き継いでください。引き継ぎに係る契約相手との協議

業務名	金額（総額）	契約期間	相手方
海老名市立保育園警備業務委託	1,943,136 円	平成 31 年３月１日から令和５年６月 30 日まで	セコム株式会社
海老名市立保育園自動体外式除細動器〔ＡＥＤ〕パッケージ賃貸借	2,376,000 円	令和２年 10 月１日から令和７年９月 30 日まで	綜合警備保障株式会社相模支社
海老名市立保育園清掃業務委託	16,024,080 円	令和２年８月１日から令和５年７月 31 日まで	有限会社誠サービス厚木支店

は、市で行います。契約期間満了後の更新の有無は、事業者の自由です。
※ 公立保育園５園の一括契約です。事業者は、勝瀬保育園部分の契約を引き継ぐものとします。巻末に公立保育園の面積等の情報を掲載していますので、参考としてください。

２　建て替え工事の実施

（１）　建物については、現在の在園児が卒園後、令和８年度以降に事業者により建て替え工事を実施してください。なお、国庫負担金を受けている都合上、国県の指示により、時期が前後することがあります。
（２）　建て替え工事の時期、方法及び建て替え後の園舎や敷地の計画案については、提案事項とします。
（３）　園舎の建て替えに際しては、その時点で活用できる国庫・県費補助金により、補助を受けることができます。
（４）　建て替え工事ではなく、大規模改修工事とする計画の提案も可能とします。この場合でも、長期にわたる運営に支障がない計画としてください。また、この場合は、構造に関する診断を事業者の負担により行うこととしてください。
（５）　建て替え後も、勝瀬保育園の特徴である広い園庭を維持するため、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める屋外遊戯場については、園児数に対する面積を現状と同程度、敷地内に確保してください。

４　移管にあたっての条件（運営関係）

１　遵守すべき期間

ここに示す基準については、移管後、令和２年 10 月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は遵守してください。なお、３に定める三者協議会での合意により、変更することは可能とします。

その後、市と土地に関する使用貸借契約を結んでいる期間内にあっては、利用者及び関係者の十分な理解のもと、変更について市に協議し、合意を得られた場合は、変更できるものとします。

その後は、法令の範囲内で、関係官署への必要な届出等を行うことにより、変更することができます。なお、２に定める基本的事項については、変更することはできません。

２　事業者が行うべき基本的事項

（１）　児童福祉法に則り、施設の設置目的を十二分に理解した上で、児童の最善の利益を考慮し、児童福祉施設としての役割を果たしてください。

（２）　児童の入所承諾・不承諾、解除については、海老名市福祉事務所長の決定に従ってください。

（３）　現在の勝瀬保育園の保育水準及び保育・子育て支援サービスを一切落とすことなく、さらに向上を図ってください。

（４）　児童福祉施設の責任として、障がい者に対する合理的配慮を行うとともに、障がい児保育やアレルギー児対応の水準を落とすことなく、さらに積極的に取り組んでください。

（５）　家庭や地域との連携を図り、児童の健全な発達を支援してください。

３　三者協議会の設置・運営

（１）　事業者・保護者・市の三者でつくる協議会（以下「三者協議会」という。）を移管前に設置し、移管後の保育内容等について協議してください。

（２）　移管後においても、令和２年 10 月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は三者協議会を運営し、意見を尊重するとともに、その場での決定事項は遵守してください。

（３）　現状の保育内容を変更するとき、新たなサービスを導入するときや保護者からの要望などの対応については、三者協議会で協議の上、決定してください。

４　職員体制

事業者は、運営業務開始までに余裕を持ち、経験年数等に配慮するなど、業務遂行にふさわしい保育士、調理員その他必要な人員を選定してください。

なお、勝瀬保育園に勤務した経験を持つ職員で、勤務を希望する職員（保育士、調理員、安全監視員等）については、可能な限り採用してください。

（１）　統一事項

ア　事業者は、業務を的確かつ迅速に行うことはもとより、当該施設における風紀・業務規律を乱すことのない者を選任してください。

イ　神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める職員配置を遵守してください。

ウ　労働基準法その他法令に基づき適切な労務管理を行ってください。

エ　保育及び調理業務に従事する職員に対しては、サルモネラ菌・赤痢菌・O-157 についての腸内細菌検査を定期的に実施してください。

オ　利用者の救命救急の観点から、普通救命講習を終了し救命技能認定を受けている者を常時配置し、AED（自動体外式除細動器）を扱える職員を確保してください。

カ　「５　協定の締結」に定める運営の引き継ぎ業務を通じ、現在在籍している児童をそのまま受け入れる能力を有するだけの職員数及び質を確保してください。

（２）　施設長

ア　施設長は専任とし、他の施設と兼務しない者で、健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者としてください。

イ　保育士資格を有し、民営化時点で認可保育園での勤務経験が 10 年以上かつ認可保育園の施設長に３年以上従事した経験がある者としてください。

ウ　防火管理者（甲種）資格取得をしている職員としてください。

（３）　保育士

ア　神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 46 条第２項に定める保育に従事する職員は、すべて保育士としてください。

イ　常勤保育士のほか、非常勤保育士を配置する等により、朝夕の児童が少ない時間についても、適切な人員を配置してください。

ウ　１歳児の保育に当たる保育士については、海老名市立保育園における独自基準を継承し、保育士１人に対し児童は 4.5 人までとしてください。

エ　アレルギー児や障がい児保育等に配慮し、対応できる人員を配置してください。

（４）　調理員

ア　調理業務は、第三者への委託も可能としますが、その際従事する者については、次の条件を満たしてください。

イ　調理員は、児童の年齢や健康状態に応じた適切な調理を実施できる者とし、アレルギー児（複数の食材に起因するものも含む。）等に対応できる人員を配置してください。

ウ　調理師資格を持つ調理員を１名以上配置してください。

（５）　栄養士

ア　児童及び保護者が栄養に関する適切な指導管理を受ける環境を確保するため、栄養士資格を持つ職員を配置してください。

イ　前項に定める環境が確保できる場合は、調理員その他の職員、又は他の施設の栄養士と兼務することができます。

（６）　安全監視員

ア　児童の登降園に際し、不審者等の侵入防止を図るとともに保育園職員と連携して、園児の避難誘導を行うため、保育園に安全監視員を配置してください。

イ　安全監視員は、保育園の開所時間からの４時間及び閉所時間までの４時間については、必ず配置してください。

（７）　その他

その他、法令に従い、保育園の適正な管理を行い、児童の健やかな発達を促すにあたり必要な職員を配置してください。

５　事業者が行う業務

（１）　基本的事項

勝瀬保育園の運営に際しては、児童福祉の本旨に基づき、子どもの健全な発達に寄与するよう業務に全力で取り組んでください。

その内容については、関係法令の定めによるもののほか、この要項、協定書、三者協議会での合意事項に基づき実施するものとします。

主な業務については、次のとおりです。

（２） 保育業務

ア 保育業務に関する基本事項

児童福祉法の精神に則り、その他関係法令及び保育所保育指針その他の関係省庁、県等が発する通知や通達等を遵守し、海老名市福祉事務所長が入所を決定した児童を、保護者の保育を必要とする状況を踏まえ、必要な時間保育してください。

また、公立保育園が掲げる保育方針を参考に、勝瀬保育園における保育の精神を受け継ぎ、明確な理念を持ち、児童福祉の本旨に基づき、児童の健やかな発達の支えとなるよう努めてください。

保育士をはじめとする職員は、積極的に研修等を受け、児童福祉施設としての役割を全うするように取り組んでください。

イ 開所日、開所時間等

勝瀬保育園の開所日及び開所時間は提案事項とします。地域特性等を考慮し、より効果的な時間を提案してください。ただし、現在の開所時間より短縮して行うことはできません。

なお、現在の開所日の開所時間及び保育を実施しない日は以下のとおりです。

① 月曜日から金曜日まで

基本保育時間 ：８時 30 分～16 時 30 分

時間外保育時間：７時 00 分～８時 30 分

16 時 30 分～18 時 00 分

延長保育時間 ：18 時 00 分～19 時 00 分

② 土曜日

時間外保育時間：７時 00 分～17 時 00 分

延長保育時間 ：実施なし

※ 土曜日については、既存施設の特例により保育時間が 10 時間となっていますが、移管後は 11 時間以上の設定が必要です。

③ 保育を実施しない日

日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から翌１月３日まで）

ウ 配慮が必要な児童への対応

指数順で入所を決定するため、障がい児等、配慮が必要な児童を入所決定することもあります。必要な体制をとってください。

エ 延長保育

延長保育料については、現行の料金の範囲内において設定してください。

事業者の提案により、開所時間を延長する場合の延長保育料は、提案事項とします。

① 月極による延長保育料金（保育標準時間認定）

利用時間	徴収金額（月額）
18：00～18：30	2,500 円
18：00～19：00	5,000 円

② 延長保育利用の承認を得ていない者が利用した場合
（18 時 30 分までの承認を受けた者がさらに延長する場合を含む。）

利用時間	徴収金額（１回）
30 分あたり	500 円

オ　給食及び補食の提供

勝瀬保育園においては、全ての年齢に対し自園調理による完全給食を実施してください。また、食物アレルギー（複数の食材に起因する場合を含む。）や宗教上の理由等により他の児童と同一の給食を喫食できない場合は、保護者と面談の上、適切な給食を実施してください。

なお、３歳以上児の給食費については、主食 1,000 円／月、副食 4,500 円／月の範囲内で設定してください。

カ　その他の留意事項

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している保育業務（おゆうぎ発表会、遠足等の行事を含む。）についても、水準を低下することなく実施してください。なお、現在実施している行事については、別表のとおりです。

また、業務の遂行にあたり保護者に実費の負担を求めることはできるものとしますが、その内容や金額については、三者協議会での協議が必要です。

（３）　子育て支援業務

ア　園庭開放

地域への園庭の開放を行ってください。

イ　児童福祉法第 48 条の３第１項に規定する保育情報の提供、相談及び助言

保育園において、入所児童の保護者はもとより、地域住民から育児相談等があった場合は、親身に対応してください。また、積極的に研修を実施し、相談に応ずるだけの力量を得てください。

ウ　その他の子育て支援業務

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している子育て支援業務（保育実習の受け入れ、地域交流事業を含む。）についても、水準を低下することなく実施してください。

（４）　施設及び設備の維持管理に関する業務

（５）　その他必要な業務

５　協定・契約の締結

１　協定の締結

（１）　仮協定の締結

内定した法人と、速やかに仮協定を締結します。

（２）　本協定の締結

仮協定の締結後、細部を協議の上、協定の締結を行います。

勝瀬保育園の管理運営にかかる細目事項については、市と事業者が協議を行い、協定を締結することとします。この場合、市は事業者の提案に対し修正を求めることができることとし、事業者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

２　運営の引き継ぎ

（１）　運営の引き継ぎ業務

勝瀬保育園事業者の決定後、令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までの間を、運営の引き継ぎ期間とし、市職員と事業者による合同保育期間とします。

事業者は、当該期間中に、入所している児童の発達や健康の状況、保護者との関係について市職員から引き継ぎを受けるとともに、勝瀬保育園が開所後 40 年以上にわたり築き上げてきた地域との関係性を受け継ぎ、将来にわたり愛される保育園となるようその精神を受け継がなければなりません。

引き継ぎ期間においては、市が保育の実施主体となりながら、市職員の指示に従い、保育内容の引き継ぎを行うものとします。なお、期間を通じて最低２名の常勤保育士の派遣を受けるものとします。この期間中の具体的な引き継ぎの方法や派遣人数、費用負担のあり方については、提案事項とします。

（２）　契約の締結

引き継ぎにあたっては、別途契約を締結するものとします。

契約の内容については、事業者の提案をもとに、市及び三者協議会の意見を取り入れながら、事業者と協議の上決定します。

３　譲渡・貸借契約の締結

（１）　土　地

移管までの期間に事業者と期間を 10 年間とする無償での使用貸借契約を締結します。10 年間の無償貸与期間満了後には、有償での貸与又は譲渡を予定しております。

（２）　建　物

不動産鑑定を実施し、移管までの期間に事業者と譲渡契約を締結します。代金の納入については、契約の中で定めるものとします。

４　秘密の保持義務

事業者は、業務の引き継ぎにあたり、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報保護法及び海老名市個人情報保護条例の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければいけません。

■ 公募及び選定スケジュール

日　程	内　容
12 月 1 日　（火）	募集要項配布開始
12 月 1 日　（火）から 12 月 22 日　（火）まで	質問受付期間
12 月 1 日　（火）から 12 月 11 日　（金）まで	現場説明会受付期間
12 月 14 日　（月）から 12 月 18 日　（金）まで	現場説明会（指定した日時）
１月５日　（火）	申請締め切り日
１月 13 日　（水）	施設見学実施予定日
１月 16 日　（土）	第３回選定委員会 （面接審査）
１月　下旬	第４回選定委員会 （事業者の決定）
１月　下旬	選定結果通知・公表
４月１日　（木）	引き継ぎ保育開始

※ 締め切り日以降の日程については、応募する事業者数により、前後することがあります。

書類提出・問い合わせ先
〒243-0422 海老名市中新田 377 番地 （えびなこどもセンター内） 海老名市保健福祉部保育・幼稚園課 電話：０４６－２３５－４８２４ E-mail：hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

勝瀬保育園周辺図（イメージ図）

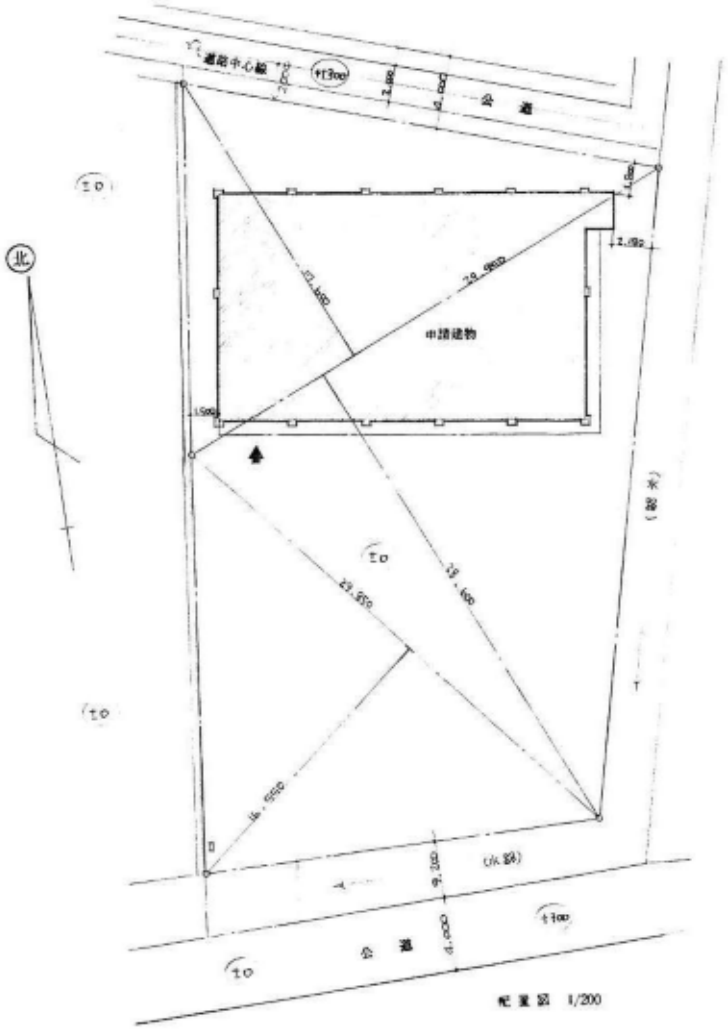

配置図 1/200

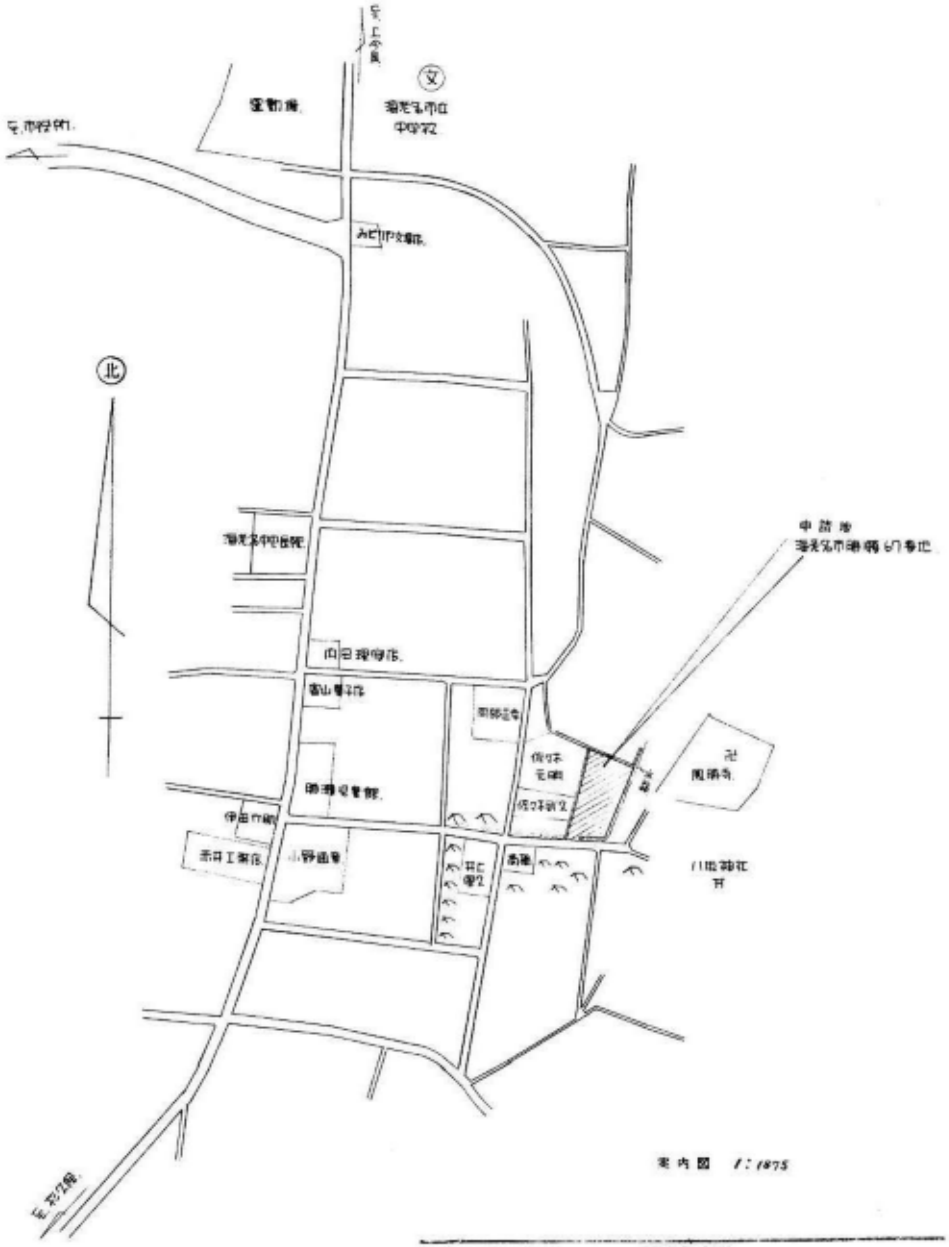

案内図 1:1875

敷地面積	㎡
29.950 × (17.600 + 29.600) ½ =	691.945
29.950 × 16.550 ½ =	247.008
	938.953

海老名市建設部建築課				
課長	係長	主任	係員	
昭和 年 月 日				

海老名市立 勝海保育園 新築工事

配置図 案内図

3

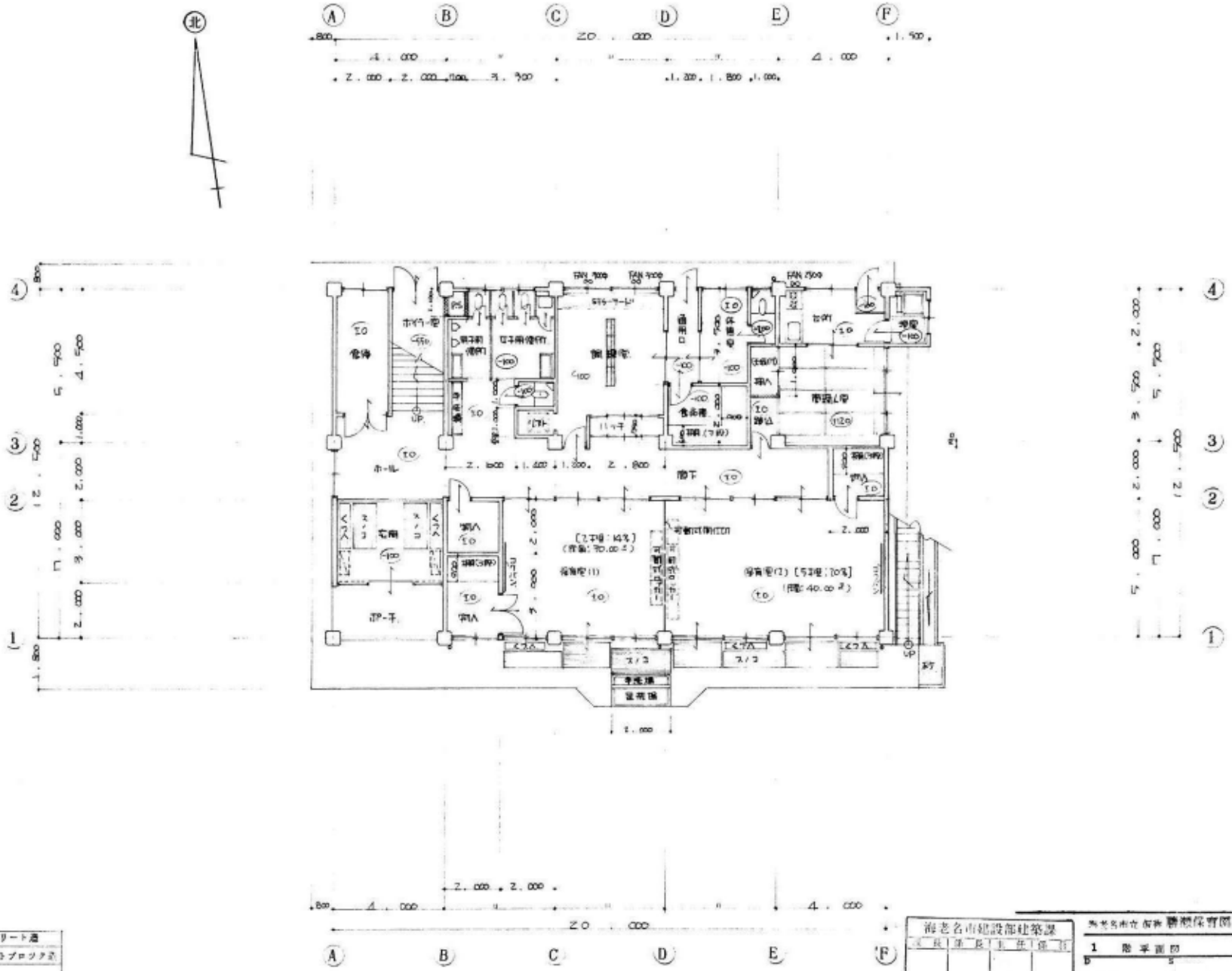

	鉄筋コンクリート造
	コンクリートブロック造
	木造

海老名市建設部建築課

課長	第一係長	主任	係員

昭和　年　月　日

海老名市立 保育 勝瀬保育園 改築工事

1　階平面図

D　S　DR

6

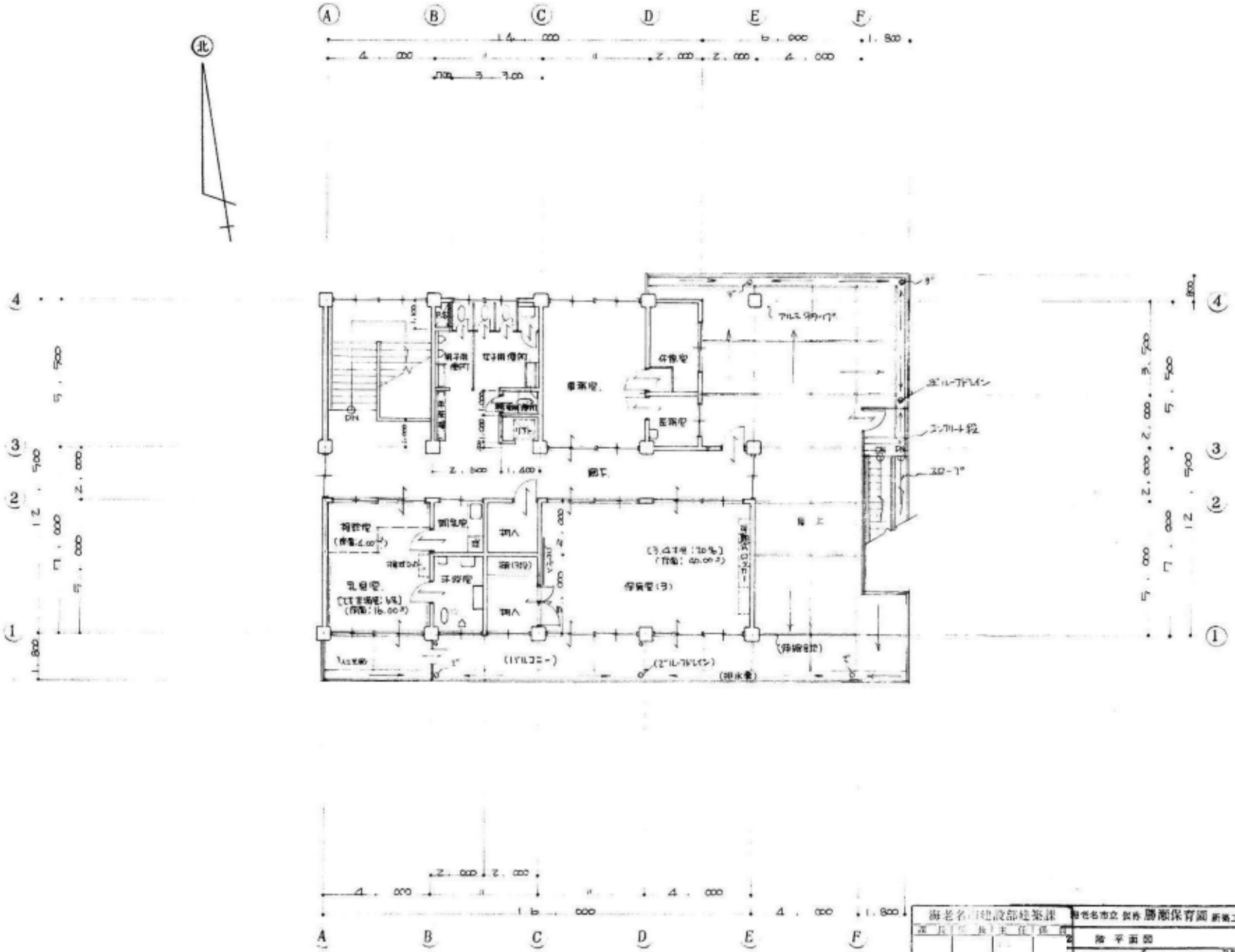

海老名市建設部建築課	海老名市立 保育園 勝瀬保育園 新築工事
課長 主任 係員	階平面図
	S 1/100
昭和 年 月 日	

7

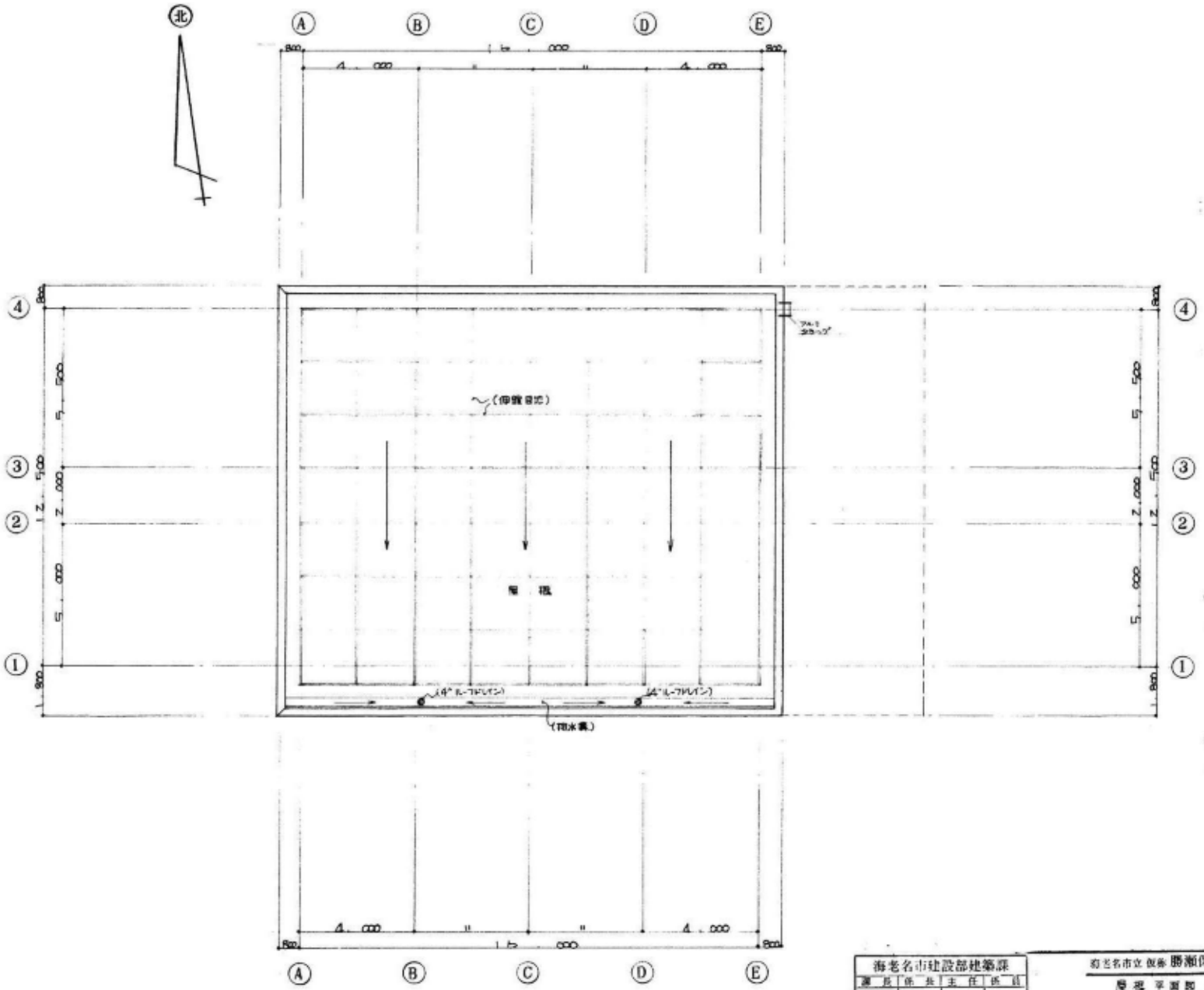

海老名市建設部建築課			
課長	係長	主任	係員
昭和　年　月　日			

海老名市立 [illegible] 勝瀬保育園 新築工事

屋根平面図 (1/[illegible])

[illegible]

8

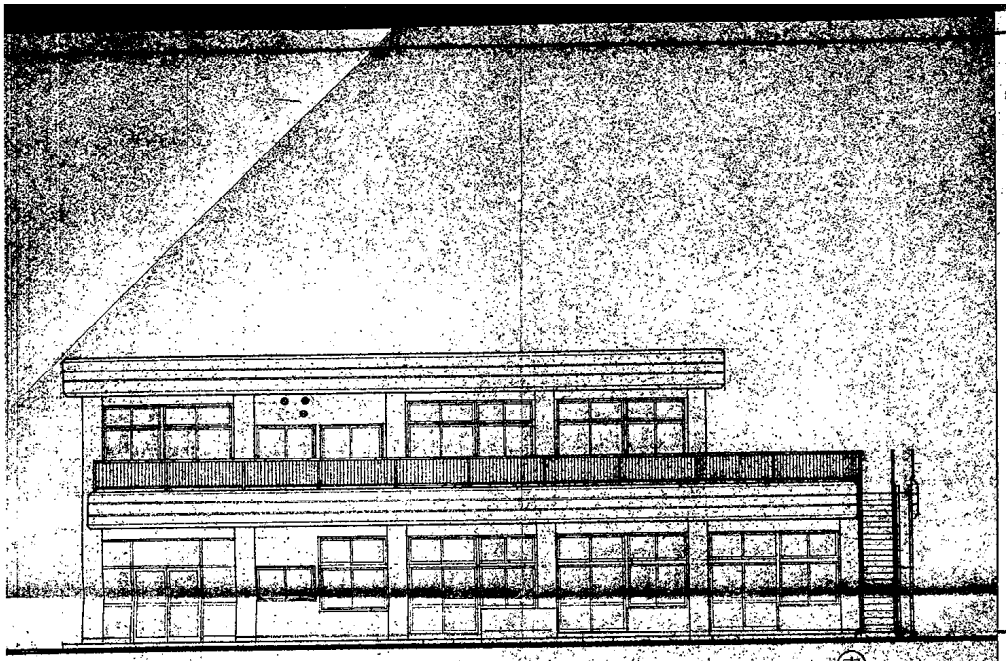

南

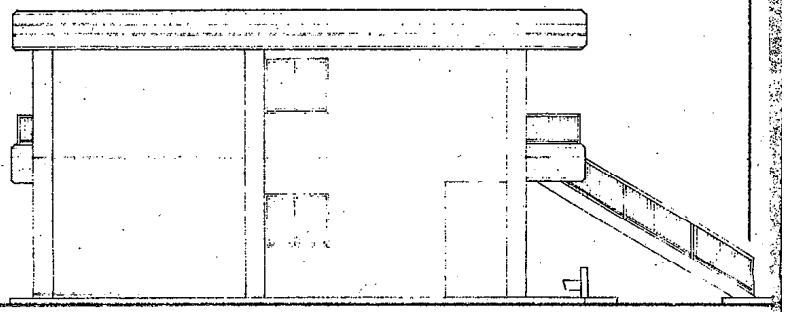

西

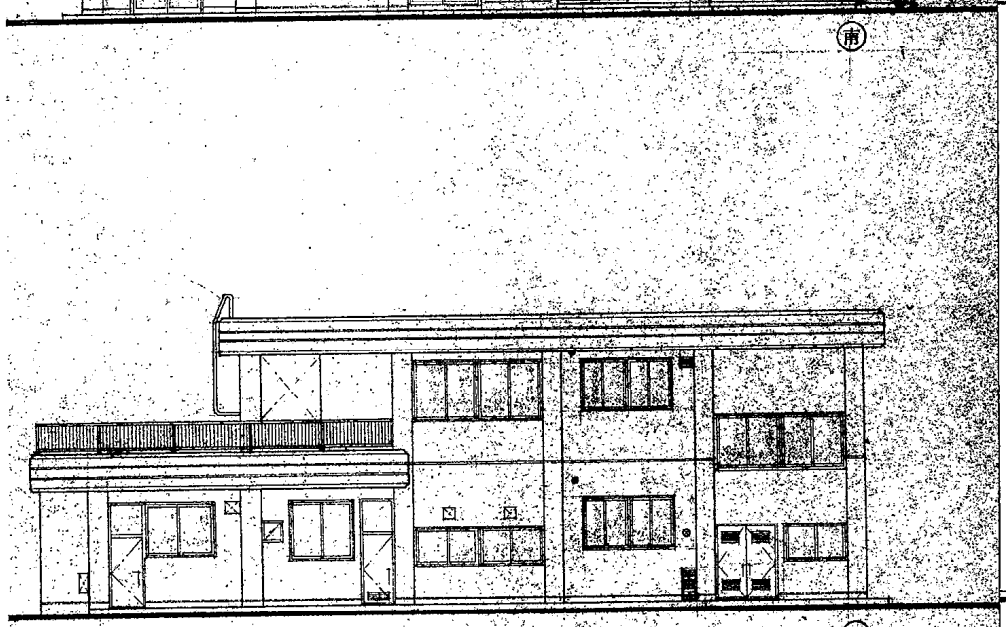

北

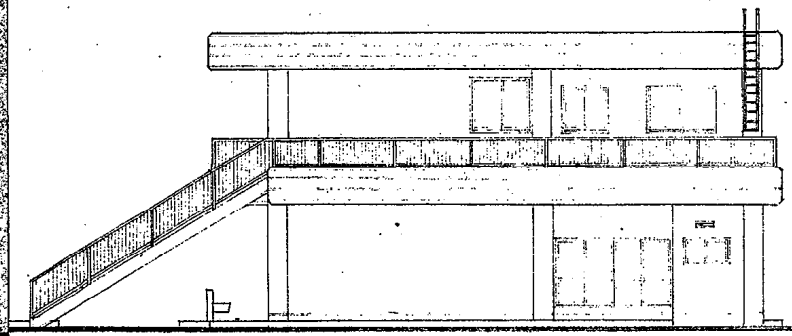

東

海老名市建設部建築課			
課長	係長	主任	係員
昭和　年　月　日			

海老名市立 仮称 勝瀬保育園 新築工事

立面図

D　S　DR

9

公立保育園施設概要

	柏ケ谷保育園	門沢橋保育園	下今泉保育園	中新田保育園			勝瀬保育園	上河内保育園
				既存棟・ぴよぴよ棟	敷地内増築棟	西棟		
所　在　地	東柏ケ谷2-14-6	門沢橋2-22-7	下今泉5-8-23	中新田4-19-1			勝瀬8-1	上河内258-3
電話番号	231-0103	238-3231	232-1876	232-3259	232-3259	232-3259	232-5994	239-3601
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	市街化調整区域	市街化調整区域			第一種中高層住居専用地域	市街化調整区域
建　築　年	平成4年 平成21年増築	昭和46年	平成29年	平成10年 平成23年増築	平成27年	平成27年	昭和53年	平成2年
耐震診断	新耐震基準	H9診断 H10耐震補強済	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	H11診断 問題なし	新耐震基準
構　造	鉄筋2階建	鉄骨造平屋建	木造2階建	鉄筋2階建 鉄骨造平屋建	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋2階建	鉄筋2階建
敷地面積	1266.95㎡	2925.17㎡	2206.65㎡	1740.00㎡	左に含む	1370.93㎡	1740.00㎡	1795.75
建築面積	456.21㎡	328.80㎡	412.67㎡	718.45㎡	50.71㎡	252.08㎡	253.00㎡	440.24
延床面積	561.04㎡	328.80㎡	602.89㎡	786.20㎡	50.71㎡	252.08㎡	434.00㎡	685.15㎡

令和２年度 年間行事計画（当初計画）

海老名市立勝瀬保育園
海老名市勝瀬８－１
電話　０４６－２３２－５９９４

保　育　目　標

１．よく遊ぶ子ども
２．心豊かで思いやりのある子ども
３．人と協力していける子ども

※印は保護者参加です

月	日	行　事	健　康
4月	1日（水）	入園を祝う会 (新入園児保護者参加)	・身体測定 （毎月）
	1日（水）	**※クラス懇談会** ひよこ組	
	2日（木）	**※クラス懇談会** あひる組	
	3日（金）	**※クラス懇談会** ぺんぎん組	
	6日（月）	**※クラス懇談会** ちどり組	
	9日（木）	**※クラス懇談会** はと組	
		※クラス懇談会 かもめ組	
5月	１４日（木）	・絵画展(～17日まで)	・内科健診(全園児) （5月20日）
	23日（土）	**※運動会** （雨天時は5/24（日））	・尿検査 （4・5歳児）
	29日（金）	・歩き遠足 （4・5歳児）	
6月	1日（月）	衣がえ	・歯科検診(全園児)
	２３日（火）	・プール開き	（6月4日）
	２５日（木）	**※保育参観 ①**	・歯の衛生週間
7月	7日（火）	・七夕集会	
	１７日（金）	・夏まつり会	
		・プール遊び	
8月	２６日（水）	・おばけやしき	・鼻の日
		・プール遊び	（8月7日）
9月	1日（火）	**※引渡し訓練**	
	１１日（金）	県交通安全教室	

月	日	行　事	健　康
10月	1日（木）	衣がえ	
	6日（火）	市の交通安全	
	9日（金）	・園外保育(かもめ組)	・内科健診(全園児)
	１６日（金）	・園外保育(ちどり・はと組)	（日程は未定）
	３０日（金）	・ハロウィン	・目の愛護デー （１０月１０日）
11月	１４日（土）	**※おゆうぎ発表会** （6園合同３歳以上児のみ）	
	未定	・世代間交流	
	未定	・芋ほり	
１２月	8日（火）	**※保育参観 ②**	・インフルエンザ
	２２日（火）	・クリスマス会	予防月間
	２８日（月）	保育納め	
1月	4日（月）	・保育はじめ	
	２２日（金）	・お店屋さんごっこ	・インフルエンザ
	未定	・観劇（人形劇）	予防月間
2月	2日（火）	・豆まき会	・インフルエンザ
	未定	・消防訓練	予防月間
	未定	・春のお茶会	
	未定	**※クラス懇談会**	
3月	3日（水）	・ひなまつり会	耳の日（3月3日）
	5日（金）	・お別れ遠足 （はと・かもめ組）	
	１２日（金）	・お別れ会	
	２７日（土）	**※卒園を祝う会** （3歳以上児）	

＊内科健診・歯科検診は、必ず受診してください。
＊新入園児のいる月は、初日に保護者と共に「入園を祝う会」を行います。
＊年間を通じて、実習生・体験学習・ボランティア等を受け入れています。
＊上記の他に、毎月･･･誕生会・避難訓練・交通安全指導を行います。
　　隔月･･･防犯訓練・クルン集会を予定しています。
＊保育参加は 5月～7月、9月～2月の**午前中**に実施しています。（ご希望により**１日参加可**、個人面談可）**※給食費あり**
＊保育参観は 6月と１２月に実施します。　ビデオ・写真撮影もOKです。
＊クラス懇談会は、４月（新担任との顔合わせ）と２月に実施します。
＊地域の方に毎日午前・午後「園庭開放」を行なっています。また保育体験・給食体験も受付けています。

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく変更して実施しています。

資料３－１

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者審査要領（案）

１　提出書類

応募を希望する事業者は、別紙「海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書類一式」に定める必要書類を提出するものとする。

２　審査方法

（１）　資格審査（事務局による審査）

募集要項に定める資格を有するか審査する。

（２）　書類審査（委員会による審査）

応募者から提出された書類を審査する。

（３）　面接審査（委員会による審査）

申請者に対し、面接（プレゼンテーションを行い、採点する。時間は、１事業者あたり 30 分間（説明 10 分、質疑応答 20 分）を基本とする。

（４）　その他

応募事業者が運営している保育園を見学するとともに質疑応答を行い、運営状況を確認する。

３　判定方法

（１）　資格審査に合格した者のみ、次の審査に進むものとする。

（２）　委員会による審査については、書類審査、面接審査、その他の結果を総合的に判断し、審査基準表に基づき、評点を審査票（別途配布）に記入する。

（３）　各委員の採点結果を事務局が集計する。

（４）　集計結果について、審査票を提出した委員の数で除し、小数点以下を四捨五入する。

（５）　評点が６割に満たない場合は失格とする。また、失格点を設定した項目のうち１か所でも基準の点数を下回った場合は、失格とする。

（６）　ここまでの審査にすべて合格した事業者のうち、最高得点を獲得した事業者を移管先事業者とする。

４　資格確認項目及び審査の基準

別紙のとおり

資格確認基準

資格の確認

確認項目	審査項目	確認
欠格事項の有無	令和２年10月１日現在において、海老名市内で認可保育所を運営している法人であること。	
	海老名市暴力団排除条例第２条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。	
	最近１年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。	
	会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。	
	現場説明会に参加していること。	
	その他、法令等に違反していないこと。	

採点基準表

判断基準	評点
非常に優れている。	5
期待より優れている。	4
期待どおり。	3
あまり優れていない。	2
最低限はクリアしている。	1
不適正又は非該当。	0

※　５点満点の場合の基準表です。10点満点の項目は２倍、15点満点の項目は３倍、20点満点の場合は４倍を目安に採点してください。

新

審査基準表

・各審査項目について、評価基準を参考に採点する。
・合計得点が、最低基準（6割：150点）を下回った場合は、失格とする。
・欠格条項（網掛け部分）が規定の点数を下回った場合は、失格とする。

審査項目	評価基準	主に参照すべき項目	最低点	配点	項目上限点
1　勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。					75
（1）勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力	※着眼点 ・公立保育園の保育方針、保育内容、行事運営を引き継いでいるか。	様式２－１－１、２、３、２－２－３、４、５	12	20	
（2）全ての児童を公平に受け入れる能力	※着眼点 ・要保護児童への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・国籍・宗教（給食など）の多様性に対する対応が明記されているか。内容は適切か。	様式２－１－１、２、３、５、 ２－２－６、７、10、11	6	10	
（3）児童の安全・安心の確保 （防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等）	※着眼点 ・防災・防犯・衛生管理・虐待への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・アレルギー・障がい児対応の取組が明記されているか。内容は適切か。	様式２－２－６、７、８、９、10、11	12	20	
（4）利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力	※着眼点 ・現在の水準を下回っていないか。 ・保護者の費用負担は過大ではないか。 ・行事の設定は適切か。	様式２－２－１、２、４、14、15		10	
（5）保育サービスに関する新たな提案内容	※着眼点（主に入所中の児童を対象とした事業） ・開所日・時間の提案内容は適切か。 ・内容は適切か。	様式２－２－１、２、４、14、15		5	
（6）客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力	※着眼点 ・三者協議会の趣旨を理解し、協議事項を反映させる能力を有しているか。 ・事業内容のPDCAサイクルが整っているか。	様式２－２－12、 ２－５－３		10	
2　勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。					80
（1）民営化後の保育所運営の理念	※着眼点 ・公立保育園の保育を受け継ぎ、民営化後も運営していく内容としてなっているか。 ・三者協議会の趣旨を理解し、運営に反映させることとしているか。	様式２－１－１、２、３、２－２－３、４、12、13	12	20	
（2）配置する施設長の像	※着眼点 ・公立保育園の保育を受け継ぎ、民営化後も運営していく資質を有しているか。 ・移管後も職員をまとめていく力量を有しているか。	様式２－１－５、６	12	20	
（3）民営化後の園舎建て替え計画	※着眼点 ・要項に定める基準を満たす計画となっているか。 ・児童福祉環境の向上につながる計画となっているか。 ・現実的な計画となっているか。	様式２－４－１		20	
（4）民営化後の敷地の利用計画	※着眼点 ・要項に定める基準を満たす計画となっているか。 ・児童福祉環境の向上につながる計画となっているか。 ・現実的な計画となっているか。	様式２－４－２		20	

旧

審査基準表

・各審査項目について、評価基準を参考に採点する。
・合計得点が、最低基準（6割：150点）を下回った場合は、失格とする。
・欠格条項（網掛け部分）が規定の点数を下回った場合は、失格とする。

審査項目	評価基準	主に参照すべき項目	最低点	配点	項目上限点
1　勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。					75
（1）勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力	※着眼点 ・公立保育園の保育方針、保育内容、行事運営を引き継いでいるか。	様式２－１－１、２、３、２－２－３、４、５	10	20	
（2）全ての児童を公平に受け入れる能力	※着眼点 ・要保護児童への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・国籍・宗教（給食など）の多様性に対する対応が明記されているか。内容は適切か。	様式２－１－１、２、３、５、 ２－２－６、７、10、11	5	10	
（3）児童の安全・安心の確保 （防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等）	※着眼点 ・防災・防犯・衛生管理・虐待への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・アレルギー・障がい児対応の取組が明記されているか。内容は適切か。	様式２－２－６、７、８、９、10、11	10	20	
（4）利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力	※着眼点 ・現在の水準を下回っていないか。 ・保護者の費用負担は過大ではないか。 ・行事の設定は適切か。	様式２－２－１、２、４、14、15		10	
（5）保育サービスに関する新たな提案内容	※着眼点（主に入所中の児童を対象とした事業） ・開所日・時間の提案内容は適切か。 ・内容は適切か。	様式２－２－１、２、４、14、15		5	
（6）客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力	※着眼点 ・三者協議会の趣旨を理解し、協議事項を反映させる能力を有しているか。 ・事業内容のPDCAサイクルが整っているか。	様式２－２－12、 ２－５－３		10	
2　勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。					50
（1）民営化後の保育所運営の理念	※着眼点 ・公立保育園の保育を受け継ぎ、民営化後も運営していく内容としてなっているか。 ・三者協議会の趣旨を理解し、運営に反映させることとしているか。	様式２－１－１、２、３、２－２－３、４、12、13	10	20	
（2）配置する施設長の像	※着眼点 ・公立保育園の保育を受け継ぎ、民営化後も運営していく資質を有しているか。 ・移管後も職員をまとめていく力量を有しているか。	様式２－１－５、６	10	20	
（3）民営化後の園舎建て替え計画	※着眼点 ・要項に定める基準を満たす計画となっているか。 ・児童福祉環境の向上につながる計画となっているか。 ・現実的な計画となっているか。	様式２－４－１		5	
（4）民営化後の敷地の利用計画	※着眼点 ・要項に定める基準を満たす計画となっているか。 ・児童福祉環境の向上につながる計画となっているか。 ・現実的な計画となっているか。	様式２－４－２		5	

新

3　事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。					70
(1)既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況	◎前年度貸借対照表、損益計算書(事業報告書)、収支決算書 ※着眼点 ・経営基盤の収益性 ・経営基盤の安全性 ・経営基盤の回転性 ・経営基盤の利益率 ◎現年度の事業計画書及び収支予算書等 ※着眼点 ・経営開示情報の明確性	別添書類 (貸借対照表、損益計算書、事業実績報告書、収支決算書、収支予算書)	12	20	
	◎勝瀬保育園の事業計画書及び収支予算書等 ※着眼点 ・事業運営の見通しの確実性	別添書類 (貸借対照表、損益計算書、事業実績報告書、収支決算書、収支予算書)	6	10	
(2)職員雇用計画及び労働条件	◎現在運営する施設での労働条件等 ※着眼点 ・従事者の福利厚生が十分か。 ・働きがいのある労働条件となっているか。	様式2－1－7、 様式4	9	15	
	◎勝瀬保育園における労働条件等 ※着眼点 ・職員配置計画は県条例及び募集要項に適合しているか。 ・配置する職員の年齢構成は適正か。 ・働きがいのある労働条件となっているか。	様式2－1－4、5、6、7、 2－2－5 様式4	9	15	
(3)管理運営組織体制	※着眼点 ・組織体制は適当か。	様式2－1－4、 2－5－1		5	
(4)苦情受け付け体制	※着眼点 ・苦情、要望対応マニュアルの整備等、事業者内で問題を解決する取組があり、職員の教育ができているか。 ・市への報告体制が確立できているか。	様式2－5－2		5	
4　その他					75
(1)勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力	※着眼点 ・勝瀬地区の地域性を理解した提案となっているか。 ・近隣への配慮はあるか。	様式2－3－2、3		5	
(2)法令遵守能力	※着眼点 ・法令遵守方針・意識はあるか。 ・個人情報保護の取組は適切か。	様式2－5－4、様式4		5	
(3)子育て支援事業に係る新たな提案内容	※着眼点(主に入所中の児童以外を対象とした事業) ・現在の水準を下回っていないか。 ・新たな提案はなされているか。	様式2－3－1、4		5	
(4)地域との交流に係る提案内容	※着眼点 ・地域の特性を理解した内容となっているか。 ・魅力あるアイディアは含まれているか。	様式2－3－3、4		10	
(5)現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画	※着眼点 ・採用に対する配慮はあるか。 ・労働条件は現在と遜色なく、適正なものとなっているか。	様式2－1－5、6、7	12	20	
(6)保育内容の引き継ぎ方法及び提案内容	※着眼点 ・市が実施主体であることを理解しているか。 ・内容は適当か。	様式2－5－5		10	
(7)保育内容の引き継ぎの費用負担の考え方	※着眼点 ・積算は適当か。	様式2－5－5		5	
(8)その他	※着眼点 ・既存の保育所の運営状況は良好か。 (施設見学により判断)			15	

満点

300

旧

3　事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。					50
(1)既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況	◎前年度貸借対照表、損益計算書(事業報告書)、収支決算書 ※着眼点 ・経営基盤の収益性 ・経営基盤の安全性 ・経営基盤の回転性 ・経営基盤の利益率 ◎現年度の事業計画書及び収支予算書等 ※着眼点 ・経営開示情報の明確性	別添書類 (貸借対照表、損益計算書、事業実績報告書、収支決算書)	10	20	
(2)職員雇用計画及び労働条件	※着眼点 ・職員配置計画は県条例及び募集要項に適合しているか。 ・配置する職員の年齢構成は適正か。 ・従事者の福利厚生が十分か。 ・適法な労働条件を確保しているか。	様式2－1－4、5、6、7、 2－2－5 様式4	10	20	
(3)管理運営組織体制	※着眼点 ・組織体制は適当か。	様式2－1－4、 2－5－1		5	
(4)苦情受け付け体制	※着眼点 ・苦情、要望対応マニュアルの整備等、事業者内で問題を解決する取組があり、職員の教育ができているか。 ・市への報告体制が確立できているか。	様式2－5－2		5	
4　その他					75
(1)勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力	※着眼点 ・勝瀬地区の地域性を理解した提案となっているか。 ・近隣への配慮はあるか。	様式2－3－2、3		5	
(2)法令遵守能力	※着眼点 ・法令遵守方針・意識はあるか。 ・個人情報保護の取組は適切か。	様式2－5－4、様式4		5	
(3)子育て支援事業に係る新たな提案内容	※着眼点(主に入所中の児童以外を対象とした事業) ・現在の水準を下回っていないか。 ・新たな提案はなされているか。	様式2－3－1、4		5	
(4)地域との交流に係る提案内容	※着眼点 ・地域の特性を理解した内容となっているか。 ・魅力あるアイディアは含まれているか。	様式2－3－3、4		10	
(5)現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画	※着眼点 ・採用に対する配慮はあるか。 ・労働条件は現在と遜色なく、適正なものとなっているか。	様式2－1－5、6、7	10	20	
(6)保育内容の引き継ぎ方法及び提案内容	※着眼点 ・市が実施主体であることを理解しているか。 ・内容は適当か。	様式2－5－5		10	
(7)保育内容の引き継ぎの費用負担の考え方	※着眼点 ・積算は適当か。	様式2－5－5		5	
(8)その他	※着眼点 ・既存の保育所の運営状況は良好か。 (施設見学により判断)			15	

満点

250

資料３－２

海老名市立勝瀬保育園
移管先事業者申請書類一式

令和〇年〇月

海老名市

第１号様式

年　　月　　日

海老名市長　あて

所 在 地

法 人 名

代表者名　　印

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書

海老名市立勝瀬保育園の移管先事業者の指定を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

1　海老名市立勝瀬保育園移管先事業者事業計画書（第２号様式）
2　申請事業者団体に関する書類（様式は任意）
3　法人の定款の写し、規約その他これらに類する書類
4　法人の登記事項証明書
5　勝瀬保育園に係る収支予算書（民営化後３か年分）
6　過去３年間（平成 29 年度～平成 31 年度）の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書
7　法人における現事業年度（令和２年度）の事業計画書及び収支予算書
8　市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は完納証明書（直近の決算期に係るもの）
9　暴力団員等の排除に係る調査承諾書（第３号様式）
10　社会保険（健康保険、厚生年金）、労働保険（雇用保険、労働者災害保険）に加入していることを証する書類
11　労働分野に関する質問回答書（第４号様式）

第２号様式

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者事業計画書

連絡担当者

ふりがな
氏　　名

電　　話

E-mail

以下、項目別に記載してください。記載しきれない場合は、行の追加や枠を広げることは可とします。

１　法人の概要

法 人 名	
所 在 地	
代 表 者	
法人設立年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
法人の理念	

２　業務実績

法人において、既に運営している認可保育所について記載してください。

施設名称	所在地	開所 年月日	定員 （現在のもの）

第１　基本方針に関する事項	
１　法人における保育の理念・目標	２－１－１
２　本事業に応募した動機	２－１－２

３　勝瀬保育園の運営方針　【予定園名：　　】２－１－３

４　職員の配置計画（令和４年度当初）　２－１－４

単位：人

職　種	職　員　配　置			処遇改善加算Ⅰ対象職員の経験年数（前職を含む。）				
	常勤	非常勤	計	10年以上	10～7年	7～4年	4年未満	平均勤続年数
施　設　長								
主任保育士								
保　育　士								
調　理　員								
栄　養　士								
嘱　託　医								
安全監視員								
合　計								

５　予定する施設長　　２－１－５
【施設長就任予定者の人物像】 【施設長採用の方法】

６　現在勝瀬保育園に勤務する職員の採用に関する考え方　　２－１－６

７　職員の労働条件の設定についての考え方	２－１－７

【勝瀬保育園から移行した職員について】

【運営する他園の労働条件との整合性について】

第２　保育業務に関する事項
１　民営化後の保育時間・保育を実施しない日・受け入れ月齢　　２－２－１
【保育時間】 ※ 延長保育料を設定する場合は、料金表の案を添付してください。 【保育を実施しない日】 【受け入れ月齢】 【考え方】
２　保育サービスの拡充（入所中の児童を対象とした事業）　　２－２－２

３　年齢別保育方針　　２－２－３
【０歳児】 【１歳児】 【２歳児】 【３歳児】 【４歳児】 【５歳児】
４　年間行事計画　　２－２－４
※ 任意様式にて作成し、添付してください。特色ある行事等を計画する場合は、参考資料の添付を可とします。

５　職員の研修計画	２－２－５

【現在運営している園での研修の実施状況について】

※ 実例を交えて記載してください。

【勝瀬保育園での研修実施計画について】

６　障がいがある児童への対応　　２－２－６
【障がい児保育に対する基本的な考え方】 【現在運営している園での取組について】 ※ 実例を交えて記載してください。 【勝瀬保育園での受け入れの体制について】 【事例；３歳児で、発語がないことを心配している親から入園希望の見学予約がありました。どのように対応しますか】

7　多様性に関する考え方（国籍・宗教・発達など）　２－２－７
【現在運営している園での対応について】 ※ 実例を交えて記載してください。 【勝瀬保育園での受け入れの体制について】

8　防災・防犯に関する取組　２－２－８
【現在運営している園での対応について】 ※ 実例を交えて記載してください。 【勝瀬保育園で予定している取組について】

9　衛生管理に関する考え方	２－２－９
【現在運営している園での対応について】 ※ 実例を交えて記載してください。 【勝瀬保育園で予定している取組について】	

10　児童虐待防止のための取組	２－２－10
【児童虐待を未然に防ぐための取組について】 ※ 実例を交えて記載してください。 【虐待が確認された場合の対応について】 ※ 実例を交えて記載してください。	

11　給食・補食の提供に関する考え方　　２－２－11

【全体的な考え方】

※ 実例を交えて記載してください。

【アレルギーに対する考え方】

※ 実例を交えて記載してください。

【事例；１歳児で入園が決まった児童に、卵・乳・小麦のアレルギーがあることがわかりました。どのように対応しますか】

【宗教食に対する考え方】

※ 実例を交えて記載してください。

12　三者協議会での協議事項への考え方　　２－２－12
【三者協議会での決定事項に対して、園運営にどのように反映させるかについて】

13　法人が運営する他の保育所とのかかわり　　２－２－13
【現在運営している園と勝瀬保育園との行事等の連携について】 ※ 具体的な案を交えて記載してください。

14　保護者に費用負担を求めるもの　　２－２－14
※　現段階で予定している（購入を求めるものを含む。）ものの内容及び金額について記載してください。

15　その他アピール事項　　２－２－15

第３　子育て支援業務に関する事項
１　新規に予定する子育て支援事業の取組　　２－３－１ （入所中の児童以外を対象とした事業）
※ 費用負担を求める場合は、料金及び積算についても記載してください。
２　地域との関係性の構築についての考え方　　２－３－２

３　地域との交流計画	２－３－３
【現在運営している園での地域との交流活動について】 ※ 実例を交えて記載してください。 【勝瀬保育園で行いたい地域との交流活動について】	

４　その他アピール事項	２－３－４

第４　施設整備に関する事項
１　施設整備に関する計画概要　　２－４－１
※ 建て替え又は大規模改修について選択し、具体的に記載してください。 ※ 必要に応じて図面、パース等を添付してください。

２　敷地の利用計画について	２－４－２

【園庭の活用方法について】

【現プール・畑部分の活用方法について】

第５　運営管理に関する事項
１　管理運営組織（組織図にて記載してください。）　２－５－１
２　苦情受け付け体制　２－５－２
【現在運営している園での対応について】 ※ 実例を交えて記載してください。 【勝瀬保育園での受け付けの体制について】

３　法人としての事業評価・点検方法と三者協議会の関係性　　２－５－３

４　個人情報保護の取組　　２－５－４

５　引き継ぎ期間における引き継ぎ方法	２－５－５

【保育内容の引き継ぎに係る考え方】

【職員派遣体制】

【必要経費】

円（想定額）

【経費積算の考え方】

第３号様式

年　　月　　日

海老名市長　あて

所 在 地

法 人 名

代表者名　　印

暴力団員等の排除に係る調査承諾書

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請に伴い、当事業者及びその役員等その他経営に関与する者（以下「役員等」という。）が下記の欠格事項のいずれかに該当するか否かについて神奈川県警察本部に照会されることを承諾します。

なお、調査の承諾に当たり、当事業者の役員等の氏名等を別紙のとおり申告いたします。

【欠格事項】

１　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者である場合

２　暴力団員等を使用している場合

３　暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を供与している場合

４　暴力団員と密接な交際等を有している場合

５　暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

（別紙）

商号又は名称					
代　表　者					
所　在　地					
役員等	役　職　名	（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	住　　所
備　　考					

※　「役員等」欄には代表者も含めて記載してください。

※　記載しきれない場合は、必要に応じて「役員等」欄を追加してください

第４号様式

労働分野に関する質問回答書

法人名	

以下の労働分野における貴法人の考え方及び各状況について記載してください。

１　本事業を行うに際し、労働分野におけるコンプライアンス（法令遵守）の基本方針とその実現方法を記載してください。

2　労働分野における、既に整備されている規程名及び労使間で締結されている協定書（届）名を記載し、その写しを添付してください。

（注）

（１）　規程名は、就業規則、賃金規程等、

（２）　協定書（届）名は、時間外労働・休日労働に関する協定届、１年単位の変形労働時間制に関する協定届、賃金控除に関する協定届等

3　本事業を行うに際し、「労使トラブル防止」の基本方針とその実現方法を記載してください。

第５号様式

年　　月　　日

海老名市長　あて

所 在 地

法 人 名

代表者名

質　疑　書

事業名：海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定

番号	質疑内容

連絡担当者

ふりがな

氏　　名

電　　話

E-mail

第６号様式

年　　月　　日

海老名市長　あて

所 在 地
法 人 名
代表者名

現場説明会参加申込書

次の事業に係る説明会の参加を申し込みます。

１　事業名　海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定

２　参加者（５名以内）

職　　名	氏　　名

連絡担当者

ふりがな
氏　　名

電　　話

E-mail

第７号様式

年　　月　　日

海老名市長　あて

所 在 地
法 人 名
代表者名　　印

非公開としたい情報届出書

海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の指定を受けるために提出した書類のうち、次の情報について非公開を希望するので届け出ます。

書　類　名	項	非公開を希望する事項

連絡担当者

ふりがな
氏　　名

電　　話

E-mail

第８号様式

年　　月　　日

海老名市長　あて

所 在 地
法 人 名
代表者名　　印

参加辞退申出書

次の事業への参加を辞退したいので申し出ます。

事業名：海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定

辞退理由：

連絡担当者	
ふりがな 氏　　名	
電　　話	
E-mail	

6　勝瀬保育園の保護者向けのプレゼンテーション資料　（本ページは面接審査に参加できない方を含めた、勝瀬保育園の全保護者に配布するものです。）　２－５－６

【園の運営方針】

【職員・施設長の採用方針】

【障がいがある児童への対応】

【給食・アレルギーに対する考え方】

【勝瀬保育園の引き継ぎに関する考え方】

【園舎の建て替え又は大規模改修の計画について】
※必要に応じて図面、パース等を貼り付けてください。